

キノフメリンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和5年11月1日～令和5年11月30日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 2通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
【意見1】 資料で言及されている国だけではなくすべての外国の事例を集めて一番厳しい基準に合わせてください。また、規制を設けた国が新たに現れた際にはそれも含めて最も厳しい基準にしてください。	・食品安全委員会では、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」（令和元年10月1日付け食品安全委員会決定）に基づき、リスク管理機関から提出された適切な資料を用いて、海外の評価結果も参考に、農薬の評価を行っています。
【意見2】 フッ素が含有されているので、使用は控えるべきではないかと考える。 同様の効果のある別の薬剤（フッ素及び臭素が含まれないもの）を使用するようにした方が良いのではないかと考える。	・本剤について、食品安全委員会は、今回設定した許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されと考えています。 ・農薬の使用基準及び残留基準については、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえてリスク管理機関である農林水産省及び厚生労働省が設定いたします。これらの基準に関するご意見については、リスク管理に係るものと考えられることから、農林水産省及び厚生労働省に情報提供いたします。 ・農薬の登録・使用に関するご意見は、リスク管理に係るものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたします。

※頂いたものをそのまま掲載しています。